

議案第17号

つくば市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市個人情報保護条例の一部を改正する条例

つくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項」に改め、同条第4項中「行政機関個人情報保護法第2条第4項」を「個人情報保護法第2条第3項」に改める。

第4条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

第45条第2項第2号中「行政機関個人情報保護法第4章」を「個人情報保護法第5章第4節」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政機関の保有する個人情報に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律が廃止され、個人情報に関する法律に一本化されることに伴い、当該改正箇所を引用している条文があることから、この条例案を提出するものである。

つくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この条例において「個人識別符号」とは、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項</u> _____に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>4 この条例において「要配慮個人情報」とは、<u>個人情報保護法第2条第3項</u> _____に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>5—10（略）</p> <p>第3条（略） （利用目的の明示）</p> <p>第4条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、市の機関、国、独立行政法人等（<u>個人情報保護法第2条第9項</u> _____に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この条例において「個人識別符号」とは、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>4 この条例において「要配慮個人情報」とは、<u>行政機関個人情報保護法第2条第4項</u>に規定する要配慮個人情報をいう。</p> <p>5—10（略）</p> <p>第3条（略） （利用目的の明示）</p> <p>第4条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、市の機関、国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>

(4) (略)

第5条—第44条 (略)

(適用除外等)

第45条 (略)

2 前章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

(1) (略)

(2) 法律の規定により個人情報保護法第5章第4節の規定が適用されないこととされている保有個人情報

3 (略)

第46条 (以下略)

(4) (略)

第5条—第44条 (略)

(適用除外等)

第45条 (略)

2 前章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

(1) (略)

(2) 法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定が適用されないこととされている保有個人情報

3 (略)

第46条 (以下略)